

# ハートフルデイケア通所リハビリテーション事業所 運営規程

## (通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人双樹会が開設するハートフル デイケア（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ハートフル デイケア
- ② 所在地 豊田市柿本町4丁目8番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
医師 1名（常勤兼務 1名）  
看護職員 9名（常勤専従 1名、常勤兼務 8名）  
介護職員 7名（常勤専従 4名、非常勤専従 3名）  
理学療法士 5名（常勤専従 3名、常勤兼務 2名）  
作業療法士 3名（常勤専従 1名、非常勤専従 2名）  
言語聴覚士 1名（常勤兼務 1名）  
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時50分から午後16時10分までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

1単位 40名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練

- ④ 健康チェック
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ 時間延長サービス
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、5 km以内往復500円徴収する。
  - 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの費用は、30分あたり540円を徴収する。
  - 4 食費は1日612円（おやつ代含む）を徴収する。
  - 5 おむつ代は、使用分を徴収する。
  - 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用日用品費・教養娯楽費110円徴収する。
  - 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- （緊急時等における対応方法）

第8条 介護従業員等は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、豊田市、みよし市のうち、事業所から半径5 km圏内とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ会議装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
  - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
  - (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、介護従業員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 双樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情対応窓口)

1. ハートフルデイケア  
0565-71-3871
2. 愛知県国民健康保険団体連合会  
052-971-4165
3. 豊田市介護保険課  
0565-34-6634

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。  
この規程は、令和4年6月1日から施行する。  
この規程は、令和5年6月1日から施行する。  
この規程は、令和5年7月1日から施行する。  
この規程は、令和6年6月1日から施行する。